

耐震改修住宅の 固定資産税を減税します

この減税制度の適用を受けるためには、耐震改修工事完了後3カ月以内に必要書類を添付した申告書を町に提出することが必要です。

税務課へ提出する書類	
申告書	役場税務課に備え付けてあります。 納税義務者（所有者）の認印が必要です。
耐震改修に関する費用を証する書類	耐震改修工事費用の領収証（写し可）
耐震基準に適合する旨の証明書 （固定資産税減額証明書）	地方公共団体、建築士、指定確認検査機関などの発行したもの （注1）町の耐震改修補助制度を利用された方は、役場建設課で発行することができます。

（注1）町による固定資産税減額証明書の発行手続き
次に掲げる書類を用意し、申請してください。

こちらの手続きを
先にしてください。

建設課へ提出する書類	
証明申告書	役場建設課に備え付けてあります。 申請者の認印が必要です。
家屋の所在地、建築年月日が確認できる書類	登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税課税明細書（証明書）など
現行の耐震改修要件を満たすことが確認できる書類 耐震改修補助制度利用者は、添付省略	（耐震改修工事の） 設計書、工事前後の平面図、工事後の耐震診断書、写真など
耐震改修に関する費用を証する書類	耐震改修工事費用の領収証（写し可）

問い合わせ先 税務課固定資産税係 内線231 建設課計画係 内線288

- 一定の条件を満たす耐震改修工事を実施した家屋について、工事が完了した年の翌年以降の固定資産税を一定期間、減額する制度が創設されました。
- 対象となる方は、手続きをしてください。
- 対象となる家屋
- 昭和五十七年一月一日以前から建っていた住宅
- 平成十八年一月一日以後に耐震改修が完了したもの
- 工事費三十万円以上のもの
- 現行の耐震基準に適合した工

- 事であること
- 減額となる期間
- 平成十八年から二十一年までの改修は三年間
- 平成二十二年から二十四年までの改修は二年間
- 平成二十五年から二十七年までの改修は一年間
- 減額される額
- 改修家屋に係る固定資産税の二分の一（一戸当たり百二十平方メートル相当分まで）
- 都市計画税は、減額の対象となりません。

戸籍の窓口から

第五回 公的個人認証サービス

住民基本台帳カード（住基カード）を使い、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用してインターネットで電子申請などが行えます。

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットで電子申請・届出システムを利用する方が本人であることを証明するための「電子証明書」を交付するもので、電子証明書は住基カードに記録されます。

別人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防ぐことができます。

公的個人認証サービスを

受けると利用できる電子申請

町では住民票の写しの交付の請求、住民票記載事項証明書の交付の請求、戸籍の附票の写しの交付の請求、身

電子申請・届出システム ホームページアドレス

https://www.shinsei.e_aichi.jp/home/index.html

元（身分）証明書の交付の請求、付記転出届などを電子申請で受け付けています。

国や県が提供する独自のサービスもあります。電子申請・届出システムのホームページで確認してください。

公的個人認証サービスを 受けするための手続き

申請者本人（申請時点で十五歳以上）が直接役場住民福祉課窓口で手続きをしてください。

- 本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した写真付きの証明書）
- 手数料五百円
- 住民基本台帳カード（サービスに利用できるICカードは現在このカードのみ）

自宅のパソコンを使いインターネットで電子申請などを行う場合、カードの情報をパソコンに読み込むために、対応ICカード読取装置が必要となります。

問い合わせ先
住民福祉課 戸籍住民係
☎（48）1111
（内225・224）